

国民年金コーナー

病気やけがで障がいが生じたとき 障害基礎年金が支給されます

障害基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日がある方が一定の障がいの状態になったときに支給されます。

◆年金額

障害基礎年金の年金額は、法令で定められた障がい等級によって額が変わります。障がいの程度が1級のときには96万6,000円、2級のときには77万2,800円です(平成26年4月分からの額)

◆子の加算額

障害基礎年金には子の加算額があり、1人目と2人目までは1人につき22万2,400円、3人目からは1人につき7万4,100円がそれぞれ加算されます。

※子とは、障害基礎年金を受ける方に生計を維持されている①18歳到達年度末までの子②20歳未満で障がいの等級が1級または2級の子に限ります。

◆支給要件

障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならない期間」のうち、3分の2以上の期間が、保険料を納付または保険料を免除された期間である必要があります。

※初診日において65歳未満で、初診日のある月の前々月までの1年間のすべての期間で未納がなければ、前

記の要件を満たしていなくても良いことになっています(平成38年3月までに初診日がある場合)。

※「国民年金に加入しなければならない期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や厚生年金などから老齢年金を受けている期間は含まれません。また厚生年金の加入期間や第三号被保険者の期間は「保険料を納めた期間」に含まれます。

◆厚生年金の加入者

厚生年金の加入期間中に初診日がある場合には、障害厚生年金が支給されます。詳細については、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

法定免除期間の保険料が 納付できるようになりました

これまでは、障害基礎年金の受給権発生により法定免除に該当になると、この期間について保険料を納付することができませんでした(追納のみ可能)。平成26年4月からは、法定免除の期間のうちご本人が申し出した期間について、国民年金保険料を納付することができるようになりました(平成26年4月以降の期間のみ)。納付するには「国民年金保険料免除期間納付申出書」を提出する必要があります。

詳細については、お近くの年金事務所または市町村役場にお問い合わせください。

問 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

問 町民生活課 ☎72-6933